

## 学校再編で既に決定していること

(小松島市立学校再編実施計画より抜粋)

### ●学校数 (P9)

	現 在	第 1 期				見直し期間 (令和15年度～令和17年度)	第 2 期		
		前 期		後 期			未 定		
		2022年度 (令和4年度) ∩ 2027年度 (令和9年度)		2028年度 (令和10年度) ∩ 2033年度 (令和15年度)			2034年度 (令和16年度) ∩ 2045年度 (令和27年度)		
北 部	小松島小学校	新小松島小学校 (仮称)	558人 (18学級)	新小松島小学校 (仮称)	466人 (18学級)	令和15年度以降の見直し 期間を経て決定			
	南小松島小学校								
	千代小学校								
	芝田小学校								
	北小松島小学校	北小松島小学校	96人 (6学級)	北小松島小学校	80人 (6学級)				
児安小学校	児安小学校	100人 (6学級)	児安小学校	84人 (6学級)					
南 部	新開小学校	新開小学校	142人 (6学級)	新小松島南小学校 (仮称)	247人 (12学級)			令和15年度以降の見直し 期間を経て決定	
	立江小学校	立江小学校	65人 (6学級)						
	榑淵小学校	榑淵小学校	26人 (3学級)						
	坂野小学校	坂野小学校	63人 (6学級)						
	和田島小学校	和田島小学校	131人 (6学級)			和田島小学校	109人 (6学級)		
校数	11校	8校		5校					

### ●学校再編スケジュール (P11)

学校敷地	R3	第 1 期				見直し期間 (令和15年度～令和17年度)	第 2 期		見直し期間 (令和25年度～令和27年度)
		前 期		後 期			未 定		
		2022年度 令和4年度	～ 2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	～ 2033年度 令和15年度		2034年度 令和16年度	～ 2045年度 令和27年度	
小松島中学校区	南小松島小学校	558人	新小松島 小学校 (仮称)	466人	見直し期間 (令和15年度～令和17年度)	見直し期間 (令和25年度～令和27年度)			
	小松島小学校								
	千代小学校								
	芝田小学校								
	北小松島小学校						96人	80人	
児安小学校	100人	84人							
小松島南中学校区	新開小学校	247人	新小松島南 小学校 (仮称)	109人			見直し期間 (令和15年度～令和17年度)	見直し期間 (令和25年度～令和27年度)	
	立江小学校								
	榑淵小学校								
	坂野小学校								
	和田島小学校								

## ●通学支援 (P13,P14,P17)

教育委員会では、再編に伴う通学距離の延伸に対する児童の負担を軽減する措置として通学支援が必要と考えています。スクールバスがその一つの方法になると思われませんが、学校再編予定地から半径1,800m(徒歩30分圏)の円の範囲を徒歩通学圏の目安とし、その円の外側(バス通学圏)にある地区にお住まいの児童を支援対象とする想定です。

想定される通学支援者数等				
	学 校	全児童	通学支援者	スクールバス
【北 部】 2027 年度 (令和9年度)	新小松島小学校(仮称)	558人	92人	2台
	北小松島小学校	96人	0人	0台
	児安小学校	100人	0人	0台
【南 部】 2033 年度 (令和15年度)	学 校	全児童	通学支援者	スクールバス
	新小松島南小学校(仮称)	247人	77人	2台
	和田島小学校	109人	0人	0台

上記想定を参考に、路線バスの活用等についても今後検討を行う予定

再編に伴って通学先の学校まで、半径1,800mを超える場合は、通学支援を実施します。原則、路線バスや JR を利用する方法としますが、バス路線等がない地域はスクールバスを運行することとします。路線バスを利用する場合は、通学支援サポーターを配置して、バスの乗降時や車内での安全確保に努めます。

今後、経路変更、ダイヤ調整、バス停の新設など、関係機関との協議を進めていきます。

また、スクールバスを運行する場合の乗降場所は旧学校の敷地等を候補として検討します。

## ●児童への配慮 (P18)

再編による児童の不安等を軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、学校間の事前交流等を進めます。また、再編後における教職員の継続配置や加配制度の活用など、学校の指導・運営体制を整えることで児童の負担軽減に努めます。

## ●保護者への配慮 (P18)

再編に伴う通学先の変更にあたっては、従前校の制服や持ち物を使用することを原則とし、新たな保護者負担が生じないように配慮します。また、再編に伴って通学先の変更等で通学支援(路線バス・スクールバス)が必要になる場合は、保護者負担が生じないように配慮します。

## ●放課後児童への配慮（P19）

学校を建設する場合は、学校敷地内に専用区画又は専用施設を整備することを原則とします。また、運営方針等については、保護者のニーズを踏まえ、各学童保育クラブを運営する運営委員会と協議を重ね、検討することとします。

## ●防災拠点としての役割（P19）

新しく学校を建設する場合は、多様な方法で利用しやすいよう配慮するとともに、学校が災害時に地域の防災拠点となることを踏まえ、新設する施設の1階部分はピロティにするなどして津波対策に取り組むほか、周辺住民等の避難スペース等を設けるなど、防災拠点としての機能の充実・強化を図っていきます。

## ●学校施設の利活用（P20）

検討にあたっては、学校再編準備委員会の専門部会とは別に、まちづくりの観点から庁内に検討組織を設置し、利活用についての調査・研究を行うとともに、地域住民と連携・協力して進めていきます。

上記取組を経ても施設の効果的な利用方法がない場合は、施設の解体と土地の利用又は売却を検討します。なお、上記検討においては、財源にも留意しながら行うこととします。

（中略）

現時点で考えられる活用方法としては、避難施設、認定こども園、公民館、コミュニティ施設、福祉サービス施設、スポーツ施設、イベント開催場所、公園のほか、企業誘致といった方法により学校再編後も地域の活性化を図る方法が考えられます。南海トラフ地震の発生が予想される現況下では、地震災害後の仮設住宅の建設場所等としての活用も念頭に置く必要があります。

（中略）

具体的な活用方法としては、比較的新しい学校施設は積極的な活用を図ってまいります。市内小学校の中で最も施設が新しい小松島小学校には、南小松島幼稚園を移転し認定こども園化をめざすとともに、併せて中央会館の機能移転を進めます。施設が比較的新しい櫛淵小学校と坂野小学校についても積極的な活用方法を検討していくほか、施設が古い千代小学校や芝田小学校、立江小学校については、現時点では学校再編後の活用方法についての見通しはありませんが、活用方法を地域とともに模索してまいります。

## ●防災施設としての役割（P19）

学校施設は、災害時には地域の方の避難施設としての役割を担っています。旧小学校の体育館については、当面存続するため、避難所として利用することができます。校舎については、利活用の見込みがなく除却するまでの間は、屋上を津波避難場所として利用することとします。

## 大まかな方向性は決まっている。

### ☆具体的な対応については、開校までに決定していく

#### ●教育活動等の詳細検討組織（P15）

新たな学校名や教育活動、学校の組織等の扱いなど、細部にわたって検討し決めなければならない課題が数多くあります。これらの諸課題を協議する段階から広く地域住民の意見を取り入れて進める必要があり、再編する各学校のPTAや地域住民、学校関係者等の参加のもとで、学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置し、その専門部会で詳細な検討を行うなど、学校再編に向けた具体的な協議を行うこととします。

